

2011 11

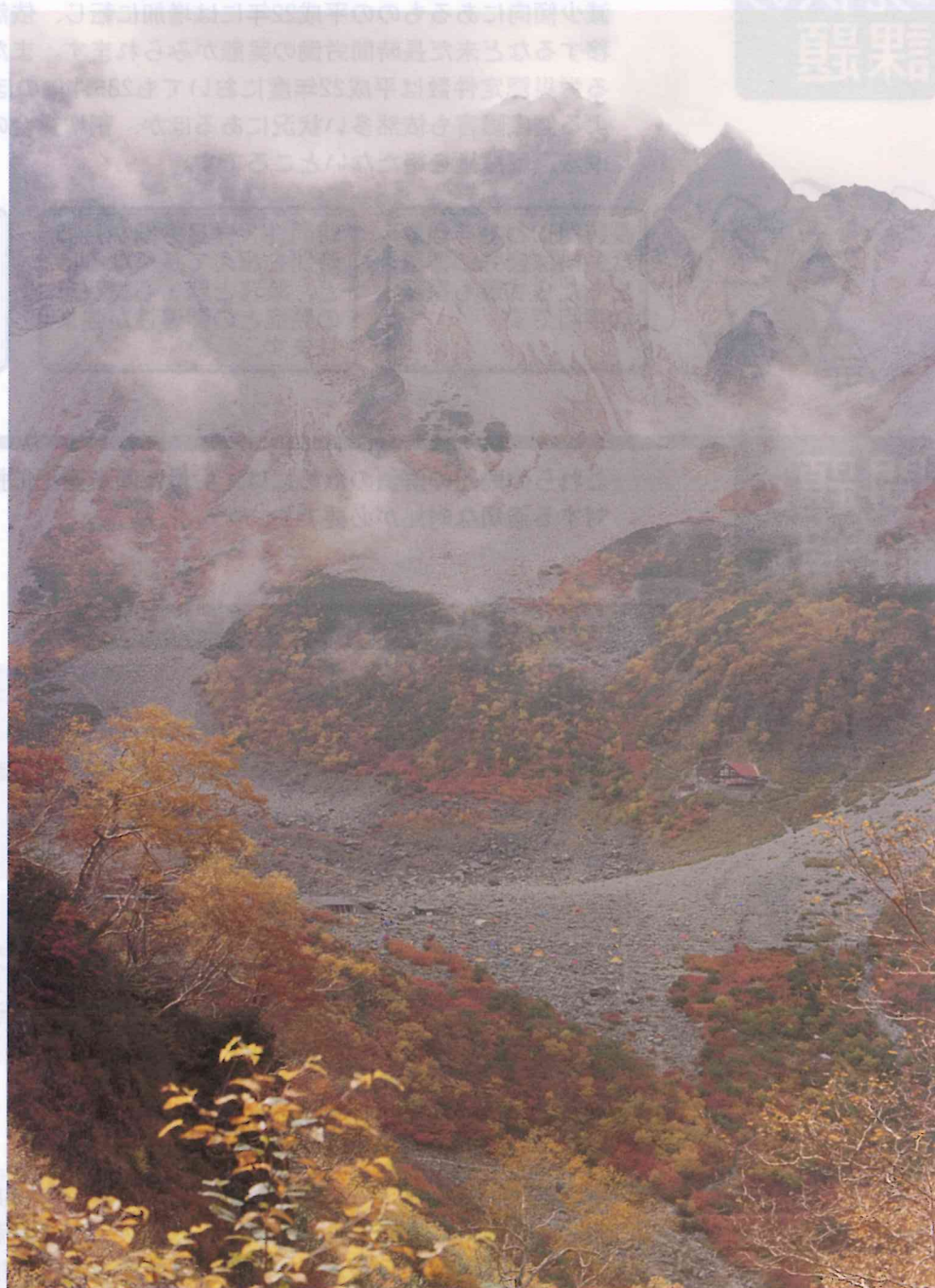
労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

11月	
「労働時間適正化キャンペーン」期間です	2
埼玉県最低賃金の改正決定について	3
健康診断情報の第三者提供に関する	
取扱いの周知徹底について	4
中小企業向けに雇用・労働関係の	
情報(支援策等)をまとめた	
ウェブサイトを開設しました	5

労働保険適用促進強化期間	5
改正育児・介護休業法説明会	6
「あんぜんプロジェクトメンバー」を募集	8
埼玉安全衛生表彰式開催される	8
各種講習会・行事	9



北アルプス 涸沢にて 写真撮影/斉藤孝一 氏

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。

現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。※1

過重労働による健康障害を防止するために ※2

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇時間外労働協定は、基準※3に適合したものとすることが必要です。
- ◇月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために ※4

- ◇企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)

埼玉県最低賃金の改正決定について

埼玉県の最低賃金

県内の最低賃金は、平成23年10月1日から、時間額「759円」となりました。

1 改正決定について

埼玉労働局長は埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、本年度の埼玉県最低賃金を750円から9円アップの759円（引上げ率1.20%）の引上げと決定しました。

これは、本年7月27日付け中央最低賃金審議会の目安の考え方や諸般の事情を総合的に勘案して審議されたものです。

この結果、埼玉県最低賃金と生活保護水準との間に存在する乖離額9円は全額解消されることになりました。

2 最低賃金額の周知について

埼玉労働局では、改正決定された埼玉県最低賃金が確実に遵守されるよう埼玉県内すべての労使に改正決定された最低賃金額と効力発生日を周知することを目標として次の措置を行います。

- (1) 周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関への配布
- (2) 県、市町村への広報誌掲載依頼
- (3) 埼玉県経営者協会等の経営者団体への通知と会員事業場への広報依頼
- (4) 過去最低賃金違反が認められた事業場への通知
- (5) 有料職業紹介事業所及び労働者派遣事業所への通知

3 最低賃金の対象について

- (1) 適用者の範囲
原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

- (2) 最低賃金に算入されないもの

- ア 皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- イ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ウ 臨時に支払われる手当
- エ 賞与など1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

4 特定（産業別）最低賃金について

埼玉県内では、すべての使用者・労働者に適用される「埼玉県最低賃金」のほかに、非鉄金属製造業など特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」が6件設定されています。これらの産業では、埼玉県最低賃金額と特定（産業別）最低賃金額が重複して適用されますが、金額の高い「特定（産業別）最低賃金額」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、特定（産業別）最低賃金についても、現在埼玉地方最低賃金審議会において改正審議が進められているところです。

※問合せ：埼玉労働局賃金室

TEL 048-600-6205

FAX 048-600-6225

<http://www.saitama-roudou.go.jp/info/hchingin.html>

事業主の皆様へ

最低賃金改定に伴うあらゆる相談をサポートする相談窓口が次のとおり設けられています。秘密は厳守されますので是非ご利用ください。

埼玉県最低賃金総合相談支援センター
(電話048-641-3613)

基安労発0901第1号

平成23年9月1日

事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

健康診断情報の第三者提供に関する取扱いの周知徹底について

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の事業場における取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び指針等に基づき取り扱われているところですが、健康診断情報の第三者提供について、事業場において、必ずしも適切な理解がなされていない例が見受けられることから、下記について、改めて趣旨を御理解の上、関係者に周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

1 第三者への提供

個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること。ただし、以下の場合については、原則から除かれていること。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 1の原則から除かれている場合の例

上記1の原則から除かれているものについては、次の例があること。

(1) 上記1 (1) に該当するものとして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条に基づき、保険者から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合
なお、この場合の提供に当たっては、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（平成20年1月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号）に留意されたい。

(2) 上記1 (3) に該当するものとして、地域がん登録事業において、地方公共団体からがんの診療情報の提供依頼があった場合

中小企業向けに雇用・労働関係の 情報（支援策等）をまとめた ウェブサイトを開設しました

厚生労働省では、中小企業の経営者や人事労務担当者向けに、雇用・労働関係の助成金をはじめとする支援策や、労働法・社会保険制度の概要をわかりやすく整理したサイト「中小企業を経営されている方へ」を厚生労働省のサイト内に開設しました。

自分の条件に合った支援策や、探している制度・助成金の名称がわからない場合でも探しやすい構成としています。既存の政策（担当部局）ごとのホームページと併せて、情報検索にお役立てください。

当サイトへは、厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の

「雇用・労働」の「注目のキーワード」内の「中小企業向け」

「雇用・労働」内の「労使関係」又は「労働政策全般」から「中小企業を経営されている方へ」

からアクセスいただけます。

また、埼玉労働局トップページ

<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

の画面右側のバナー「中小企業を経営されている方へ」からもアクセスいただけます。

詳しくは、埼玉労働局総務部企画室（電話 048-600-6201）までお問い合わせください。

労働保険適用促進強化期間

11月1日から11月30日までを労働保険の適用促進強化期間と定め、広報活動を全国的に展開しています。

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管掌している保険制度です。

労働保険は、労働者が業務上の事由や通勤途上に負傷などした場合、失業などした場合などに必要な保険給付等を行っています。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、加入手続を行う必要があります。

未手続の事業主の方は、ぜひ加入の手続きをお願いいたします。

未手続中の労災事故は費用徴収されます。自主的な加入手続をとらない事業主については、職権による強制的な加入手続を行います。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所もしくは、埼玉労働局労働保険徴収課（電話 048-600-6203）へおたずねください。

埼玉労働局

改正育児・介護休業法説明会



従業員数が100人以下の事業主の皆様!!

平成24年7月1日から改正育児・
介護休業法が全面施行されます!!
就業規則の見直しはお早めに!!

従業員数が100人以上の事業主の皆様、
新しく人事労務担当者
になった方も参加いただけます。

<日時> 平成23年11月17日(木) 14:00~16:00

<会場> 埼玉労働局14階会議室

さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー14階
TEL 048-600-6210

<募集> 30名(先着順)

<申込み> 埼玉労働局雇用均等室へFAX(申込書は次ページ)

<内容> (1) 改正育児・介護休業法の全面施行に伴う規定整備について
(2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度について
(3) 仕事と家庭の両立を支援する助成金制度について

※研修会終了後個別相談に応じます。現行の就業規則等をお持ちください。

<改正のポイント>

これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数100人以下の事業主にも適用になります。

- ① 短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限
- ③ 介護休暇



お問い合わせ・お申し込み

埼玉労働局 雇用均等室

TEL: 048-600-6210 FAX: 048-600-6230

「あんぜんプロジェクトメンバー」を募集

労働災害のない日本を目指して安全活動に取り組む企業を募集しています。

働く方々の安全を確保することは事業者の責務で、企業として最優先に取り組む必要があります。安全への取り組みは働く方の命や健康を守るだけでなく、生産性の向上、良質な製品を消費者に提供することにつながります。厚生労働省では、企業の安全への取り組みを一つの評価要素として捉え、労働災害のない日本を目指して、意欲的に働く方の安全に組み、「働く人」「企業」「家族」が元気になれる職場を創るプロジェクト、「あんぜんプロジェクト」を7月1日に立ち上げました。

あんぜんプロジェクトでは、労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるプロジェクトメンバー（参加企業）を募集しています。詳しくは下記へ

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>（「あんぜんプロジェクト」サイト）

なお、プロジェクトメンバーについては、働く方の安全に意欲的に取り組んでいただき、メンバーの取り組みを広く国民の皆様を紹介することとしていることからその安全活動の状況等をホームページで公開していただき、あんぜんプロジェクトとしてはメンバー企業名等を公表し、企業価値の向上に結びつけたく考えています。

本件についての問い合わせは、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

「あんぜんプロジェクト事務局（電話：03-3595-3225）」となります。

（社）埼基連より

埼玉安全衛生表彰式開催される

埼玉労働局及び（社）埼玉労働基準協会連合会の共催による平成23年度の埼玉県内の安全及び労働衛生に係る表彰式が、10月18日ホテル・ブリランテ武蔵野において行われました。

当日、表彰を受けました事業場及び個人は次のとおりですので紹介申し上げます。

なお、表彰に先立ち、厚生労働大臣「功績賞」を受けた「武石容子」（埼玉産業保健推進センター産業保健相談員）の披露が行われました（敬称略）

◇埼玉労働局長賞◇

◎優良賞

（保健確保）HOYA（株）アイケア事業部

（安全確保）草加紙パック（株）

◎奨励賞

（安全確保）旭化成パックス（株）上尾工場

（安全確保）精工化学（株）川口工場

（安全確保）大成建設（株）関東支店

（仮称）大成ビル新築

（健康確保）サノフィ・アベンティス（株）

川越事業所

（安全確保）ハスクバーナ・ゼノア（株）

（安全確保）（株）長谷工コーポレーション

（仮称）JV草加松原計画新築工事

（安全確保）日酸TANAKA（株）本社

埼玉工場

（安全確保）テイ・エステック（株）

埼玉工場（行田）

（安全確保）（株）ファインサーフェス技術

。小次＞用味こき関児玉工場＜へるお、方のせまりはアこむと様育お車操

◎功績賞

松 本 雅 彦 (埼玉県医師会常任理事
・大宮医師会副会長)
荒 川 春 郎 (建設業労働災害防止
協会埼玉県支部副支部長)

埼玉工業(株)

(株)イサミコーポレーション
秩父電子(株)

◎安全衛生推進賞

高 橋 光 晴 (元 労災防止指導員)
村 田 光 夫 (元 労災防止指導員)
板 屋 越 均 (元 労災防止指導員)

◎衛生の部

ツルヤ交通(株)
日本電装(株)
(株)日立産機システム埼玉事業所
オムロンプレジジョンテクノロジー(株)
吉原鉄道工業(株)久喜工場
新電元スリーイー(株)
日本ペプシコーラ製造(株)
(株)東洋精工

◇埼玉労働基準協会連合会長賞◇

◎安全の部

東京電化 (株)
(株)神戸屋東京工場
(株)秀飯社
タツムテクノロジー(株)
イーグル工業(株)埼玉事業場
日本トーカンパッケージ(株)埼玉工場

◎個人の部

齋 藤 登
浅 見 好 男
高 橋 弘

◆ 各種講習会・行事 ◆

講 習 の 種 類		開 催 月/日	開 催 場 所	主・共催者
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者	11/7・8	川口機械工業協同組合 3 階会議室	連合会・川 口
		12/1・2	N Vビル(北浦和)	連合会
		12/6・7	行田市商工センター	連合会・行 田
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	11/7・8・9	N Vビル(北浦和)	連合会
		1/18・19・20	N Vビル(北浦和)	連合会
		11/24・25	深谷市産業会館	連合会・熊 谷
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	12/15・16	N Vビル(北浦和)	連合会
		1/16・17	N Vビル(北浦和)	連合会
		3/8・9	川口機械工業協同組合 3 階会議室	連合会・川 口
	プレス機械作業主任者	11/11・12	みどりが丘地区センター	連合会・秩 父
		12/1・2	春日部市商工振興センター	春日部
		12/8・9	熊谷文化創造館さくらめいと	連合会・熊 谷
	フォークリフト運転技能講習	2/23・24	川口機械工業(協) 3 階大会議室	川 口
		11/10・12・19・20	熊谷文化創造館さくらめいと他	熊 谷
		11/18・19・20・26	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川 口
		1/14・15・21・22	アイチ研修センター	大 宮
		2/29 3/3・4・10・11	行田市商工センター他	行 田
等	玉掛け技能講習	3/14・17・18・24	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川 口
		11/4・5・6	川越地区労働基準協会・榎大林組東京機械工場	川 越
	安全衛生推進者養成講習	11/5・6・13	(株)椿本チェーン埼玉工場	連合会・所 沢
		11/28・29	N Vビル(北浦和)	連合会・浦 和
	衛生推進者養成講習	1/23・24	川口総合文化センター11階大会議室	連合会・川 口
		1/27	さいたま市産業振興会館	連合会・大 宮
	安全管理者選任時研修	2/21	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
		11/14・15	N Vビル(北浦和)	連合会

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
講習能	安全管理者選任時研修	12/12・13	NVビル(北浦和)	連合会
		1/24・25	NVビル(北浦和)	連合会
特別教育	粉じん作業業務	12/1	川口機械工業協同組合3階会議室	川口
		1/24	行田市商工センター	行田
	低圧電気取扱業務	11/16	さいたま市産業振興会館	大宮
	アーク溶接等業務	11/15・16	(株)安全衛生推進会会場	浦和
	自由研削といしの取替え等業務	12/14	行田市商工センター	行田
		1/26	春日部市商工振興センター	春日部
	動力プレス金型等調整業務	12/7	狭山市立勤労福祉センター	所沢
	高圧(特別高圧)電気取扱業務	12/19・20	NVビル(北浦和)	連合会
その他の講習・教育	職長等監督者安全衛生教育	12/21・22	NVビル(北浦和)	連合会
		11/8・9	春日部市商工振興センター	春日部
		12/1・2	狭山市立勤労福祉センター	所沢
		12/7・8	皆野町文化会館	秩父
		12/14・15	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
		1/26・27	川口機械工業(協)3階大会議室	川口
		2/21・22	行田市商工センター	行田
	KYTトレーナー研修	2/22・23	春日部市商工振興センター	春日部
		11/17・18	NVビル(北浦和)	連合会
		11/24	NVビル(北浦和)	連合会
		11/29	行田市商工センター	行田
		11/25	ホテルブリランテ武蔵野	連合会・中災防
		1/20	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
		2/17	川越地区労働基準協会	川越
	労務管理講習会	1/13	春日部市商工振興センター	春日部
		1/26	入間市産業文化センター	所沢
		2/上旬	さいたま市産業振興会館	大宮
		2/3	鴻巣市文化センター	大宮
		2/8	ワークヒルズ羽生	行田
		2/17	川口労働基準監督署会議室	川口
		2/23	埼玉医科大学川越クリニック会議室	川越
行事等	優良労働者表彰式	11/11	リリア14階「銀座アスター川口賓館」	川口
		11/17	行田市商工センター	行田
		11/18	春日部市商工振興センター	春日部
		11/18	ラ・ボア・ラクテ	川越
		11/21	ホテルブリランテ武蔵野	連合会
		11/22	プリムローズ有朋	浦和
		11/24	ヘリテイジ・リゾーツ飯能	所沢
	地区対抗野球大会	11/5	飯能市民球場	所沢
	秩父地区安全衛生大会	11/14	秩父市福祉女性会館	秩父
	浦和地区安全衛生大会	11/22	プリムローズ有朋	浦和
	大宮地区労働安全衛生表彰式	11/29	大宮ラフォーレ清水園	大宮
	優良事業場見学研修会	11/18～19	DIC(株)千葉工場	大宮
		11/29	(株)赤城乳業本庄千本さくらS工場	春日部
		12/1～2	群馬県「東邦亜鉛(株)安中製錬所」	浦和
等	新年賀詞交歓会	1/13	春日部市商工振興センター	春日部
		1/30	大宮ラフォーレ清水園	大宮
		2/3	プリムローズ有朋	浦和

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242